

**堺 市****堺市と美原町が合併****はじめに**

平成17年2月1日、堺市と美原町が合併し、新しい堺市が誕生しました。合併後の堺市の政令指定都市への早期移行は、両市町にとって共通の目標となっていました。合併が実現したことにより、関西では大阪市、京都市、神戸市に次ぐ「政令指定都市・堺」への道が大きく開かれました。

**合併の背景**

堺市と美原町は古くから竹内街道で結ばれ、ともに交通の要衝として発展してきました。また、両市町の行政境界付近では、市域・町域の編入が行われてきた歴史的経緯などもあり、行政境界を越えて住民の交流が活発に行われてきました。

近年の交通手段の発達や情報通信技術の進歩などに伴う住民の日常生活圏の拡大、少子高齢社会の進展、環境問題などの広域的な行政課題の増加をはじめ、地方分権の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、両市町を取り巻く社会・経済環境の変化に対応しうる行財政基盤の強化が課題となっていました。

そのため、両市町は平成7年5月に「堺市・美原町広域行政課題連絡協議会」をいち早く設置し、様々な行政分野における広域的な連携方策について研究活動を続け、バス交通や図書館の相互利用、ごみ処理などの問題について一定の成果をあげてきました。また、その後の地方分権一括法の施行、国の市町村合併支援プランの策定や大阪府市町村合併推進要綱による合併パターンの提示など、市町村合併をめぐるダイナミックな動きを踏まえ、平成12年12月には、同協議会を堺市・美原町広域行政課題連絡

会へ発展的に改組し、合併問題をテーマとして共同調査・研究を行うこととし、平成14年3月に報告書「地方分権時代に対応した両市町行政のあり方」を公表しました。

**合併協議会設置に向けた動き**

大阪府市町村合併推進要綱において複数の合併パターンが示されたこともあり、両市町は、それぞれ周辺の市町村と合併をテーマとした調査・研究をスタートさせました。前述の同協議会のほか、堺市は大阪狭山市と（後に高石市とも）、一方、美原町は南河内7市町村とも研究会を設け、合併に係る調査・研究を行いました。

とりわけ、美原町ではそれぞれの検討結果をもとに、平成14年の6月から7月にかけて、町内全26地区における説明会の開催や3,000人のアンケート調査を実施し、住民意向の把握を行った結果、堺市との合併を望まれるご意見が最も多くありました。

こうした取組を経て、両市町による協議・確認が行われ、翌平成15年1月には、堺市・美原町任意合併協議会を設置し、法定合併協議会設置に向けた準備協議をスタートさせることとなりました。その後、両市町議会での議決を経て、4月に追手門学院大学名誉教授である米原淳七郎氏に会長を、財団法人地方自治研究機構理事長の石原信雄氏に顧問への就任をお願いし、堺市・美原町合併協議会を設置しました。

**合併協議会の開催**

合併協議会では、平成15年6月から昨年3月にかけて10回にわたる会議が開催されました。第1回協議会で確認した「合併の方式は、原則として堺市へ

の編入合併を前提に協議する」という方針のもと、地域の将来や住民の皆さんにとって最善の結論を得るため、両市町が互いの立場を尊重しながら対等に協議を行いました。そして第10回協議会において、平成17年2月1日を期日とする両市町の合併が承認されました。



表 合併協議会の開催状況

回数	内容
第1回 (H15.6.20)	・合併基本4項目の取扱いについて確認 〔編入合併前提に協議〕
第2回 (7.16)	・合併協議のスケジュールについて承認〔16年4月頃調印、16年12月合併施行を目指す〕 ・協定項目の調整及び市町村建設計画策定の基本方針について承認
第3回 (8.20)	・市町村建設計画パブリックコメント実施要領について承認 ・美原町域への地域審議会の設置について承認
第4回 (9.17)	・町名・字名、慣行の取扱いについて承認
第5回 (10.15)	・美原町消防団を存置することについて承認
第6回 (11.4)	・市町村建設計画（素案）が承認され、11月10日～12月9日の間でのパブリックコメントの実施を決定
第7回 (12.19)	・パブリックコメントを踏まえた市町村建設計画（案）提案
第8回 (H16.1.28)	・市町村建設計画案を決定
第9回 (2.18)	・地域審議会の組織・運営に関する事項について承認 ・美原町役場を区設置までの間、支所とすることについて承認
第10回 (3.17)	・市議会議員の定数・任期、特別職の身分の取扱いについて承認 ・基本4項目の取扱いについて承認（平成17年2月1日合併施行、堺市に美原町を編入する等） ・両市町の合併について承認



### 分権時代を切り拓く合併

平成16年4月に合併協定調印式を終え、両市町議会での議決を経て、5月に大阪府知事に合併の申請を行い、府議会の議決を経て、6月には知事の決定をいただきました。

今回の合併を両市町は、自主的な選択と判断による、いわゆる「攻めの合併」とであると認識してきました。行財政基盤の充実・強化に加え、現行の地方制度上、最も地方分権が保障されている政令指定都市に移行し、大都市制度を活用してまちづくりをすすめると同時に、区役所を中心とした新たな住民自治の仕組みを構築するなど、分権時代を切り拓く合併であると認識しています。

また、地方自治を先導する都市が集まる大阪にあっては、唯一の合併でもあります。合併協議において策定した新市建設計画を着実に実施するなど、新しい堺市の住民はもとより、大阪府民の皆さんからも「合併してよいまちになったね」と言われるようなまちづくりをすすめていきたいと考えています。

